

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 11 月 25 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神田 康正
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

遺言に明記されていない財産の取り扱い

1. 事例

被相続人 A の相続人は、同居する A の妻 B と生計を別にする長男 C 及び長女 D の 3 人です。被相続人 A は生前に公正証書遺言を作成していました。遺言書には財産目録を示し、各財産について誰が相続するのか明記されており、その他の財産については妻 B に相続させる旨の記載がありました。

しかし、被相続人 A は遺言に明記していない財産として長男 C 及び長女 D 名義の定期預金をしていました。このことを名義人である長男 C 及び長女 D は知りません。

このような場合、被相続人 A の相続税申告に際してこの名義預金にどのように対処すべきか考えてみます。

2. 事例に対する対処方法

この長男 C 及び長女 D 名義の定期預金は、被相続人 A の財産を原資として形成されていると認められる上、贈与の意思表示なく作られた定期預金であるため、贈与の事実はなかったということになるでしょう。従って、名義の如何に関係なく被相続人 A の遺産と考え、相続税の申告をするのが相当と思われます。この場合の相続税の申告では、遺言が存在するため、遺言に従って所得財産の分配を決定しますが、遺言に明記されていない長男 C 及び長女 D 名義の定期預金については、遺言通り妻 B が取得するとの考えもあります。しかし、その金額が多額でない場合や特に妻 B に取得させることが相当と認められる場合以外は、別途に遺産分割協議を行い、取得者を定めるのが一般的でしょう。

3. なぜそのように対処するのがよいのでしょうか？

公正証書遺言によれば、長男 C 及び長女 D に相続させると特定した不動産以外の全財産は被相続人 A の妻である B が相続する旨、記載があります。ただし、遺言書の財産目録に示された財産の内、長男 C 及び長女 D が引き継ぐ財産以外という意味なのか、財産目録に記載のない財産についても含んだ意味なのか定かではありません。

前者の意味であれば、長男 C 及び長女 D の名義預金は遺言書の対象外となりますし、後者の意味であれば、妻 B が長男 C 及び長女 D の名義預金を引き継ぐこととなります。前者及び後者のどちらの見解を採用するかは、妻 B がその名義預金を相続することが相当である事由がないのであれば、この遺言書により確実に相続人を指定しているとは言い難いことから財産帰属が不明瞭な財産に関しては、改めて遺産分割協議をし財産の帰属先を決定するのが無難でしょう。

4. まとめ

お子様、お孫様のために内緒で名義預金をお作りになっている方は非常に多いと思われます。これは、必ずしも財産を次の世代へ生前に移転させ、少しでも相続財産を減らしたいという考えからくるものとは限りません。内緒で名義預金を作り、お子様やお孫様が困った時の為という親心からくる場合が非常に多いと思われます。

しかし、贈与の定義が「受贈者が贈与を承諾して初めて成立するもの」であるため、そもそもお子様、お孫様の為に内緒で贈与するという事は、この定義に照らしてみると名義借りと言わざるを得ません。従って、贈与による財産移転を考えた場合、明瞭な書面による意思確認と財産の引き渡しという状態を整えておかないと折角の生前贈与による相続・相続税対策も水の泡ということになります。また、上記の事例の様に明快な表現による遺言書の作成を行わなければ、親心から作られた名義預金が相続人間での余計な争いの火種になる場合も出て参ります。

皆様の想いを適切に反映した遺言書の作成や完璧なる贈与にご興味のある方はぜひ弊社までご相談を頂ければと存じます。否認を受けない生前贈与をするにはどのような準備が必要なのか？また年々の贈与はどれくらいするのが効果的であるのか？など相続税対策や争族対策に特化した弊社で、幸せを遺す相続の実現をぜひ一緒に目指しましょう。

また、その上で以下の書籍をぜひ一度ご参考下さい！！

「相続・相続税幸せを遺す知恵～今昔を理解し、大増税時代に備える～」

著：坪多 晶子 発行：大蔵財務協会 価額：2,500 円

http://www.tsubota-tmb.co.jp/03_books/book2014/detail03.pdf